

指定難病に関する「指定医」の更新申請について

現有の指定難病に関する「指定医」の指定有効期間が終了すると、「指定医」は無効となり、臨床調査個人票の作成ができなくなります。引き続き指定医の指定を希望する場合は、有効期間が終了する前に更新手続きが必要となりますので、申請手続きをお願いします。

1. 提出が必要な書類

【全員提出】

(1) 指定医更新申請書（様式6）

(2) 「①専門医の資格を証明する書面の写し」又は「②指定医研修修了証の写し」

① 専門医の資格を証明する書面の写し

- ・専門医資格は厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格となります。県ホームページの一覧にて、ご確認ください。

更新申請用の診断書のみを作成可能です。

② 指定医研修修了証の写し

- ・専門医資格を有しない場合及び「協力難病指定医」の場合は、指定医オンライン研修を受講し修了証を提出してください。

難病指定医オンライン研修（富山県厚生部健康対策室健康課ホームページ内）

<https://www.pref.toyama.jp/120501/nanbyositeiikensyu.html>

【必要な方のみ提出】

(3) 医師免許証の写し（医籍の登録番号及び登録年月日に変更がある場合のみ）

(4) (2) (3) の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

2. 手続き方法

(1) 郵送による提出

「1. 提出が必要な書類」に沿って、必要書類を下記までご提出ください。

【郵送先】〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県厚生部健康対策室健康課 疾病・難病担当
電話：076-444-4513

(2) 電子申請による提出（令和4年11月～開始）

「富山県電子申請サービス」による電子申請受付を開始しました。
電子申請の場合は、郵送による提出は不要です。

富山県電子申請サービス（富山県厚ホームページ内）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

裏面も必ずご参照ください。→

3. 受付期間

指定有効期間満了日の2週間前まで

※上記の期間を過ぎても指定有効期間内であれば更新申請は可能です。ただし、新しい指定通知書の発送は、指定有効期間満了日以降になる場合があります。

※指定有効期間満了日以降に申請する場合、新規申請扱いとなります。

4. 各種様式

申請に必要な各種様式は、富山県のホームページからダウンロード可能です。

「指定医制度について」(富山県厚生部健康対策室健康課ホームページ内)

<https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/iryuu/nanbyou/shien/iryookikan/kj00014876-011-01.html>

5. 指定更新通知書

- ・県で審査し、要件を満たしていると認められる場合は、指定更新通知書を送付します。

6. 留意事項

- ・更新手続きを行わなかった場合

指定有効期間満了をもって(協力)難病指定医ではなくなりますので、以降は有効な臨床調査個人票の作成ができなくなります。

- ・指定医の申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書(様式3)を提出してください。

【届出が必要な事項】

氏名、現住所、主たる勤務先の医療機関

※異動等に伴う変更について、医療機関を通じて提出する場合、原則新しい勤務先の医療機関を通じて提出してください。

- ・指定医の指定辞退

指定医の指定を辞退しようとする場合は、速やかに辞退届出書(様式5)を提出してください。

※主たる勤務先の医療機関が富山県外となる場合にも、辞退届出書が必要となります。

(指定申請は、主たる勤務先の所在地を管轄する都道府県又は指定都市ごとに必要となります。)